

○例規集システム構築及び保守管理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱
(令和6年12月18日告示第711号)

(設置)

第1条 本市が発注する例規集システムの調達において、公募型プロポーザルにより受託業者を決定するため、例規集システム構築及び保守管理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領及び評価基準の決定
- (2) 提案内容に関する審査
- (3) 最優秀提案事業者及び次点者の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、総務部長、健康福祉部長、教育次長、人事課長及び税務課長をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。委員長に事故があるときは、健康福祉部長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情により会議を開くことが困難であると委員長が認めるときは、委員の過半数の書面による審議をもって会議に代えることができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定は、第2項ただし書の規定による書面による審議について準用する。この場合において、前項中「出席した」とあるのは、「書面による回答をした」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員会の審議は、非公開とし、何人も審議内容を他に漏らしてはならない。

(報告及び委員の解任)

第5条 委員会は、最優秀提案事業者及び次点者を決定したときは、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告をもって、委員は解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年12月18日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第5条第1項に規定する市長への報告の日をもって、その効力を失う。